

USEUM NEXT（仮称）運営業務委託仕様書

1. 目的

県では、佐賀県の有益な資源である「食材」と「器」を「料理人」の感性で磨き上げながら、料理という一皿の上に佐賀の可能性を表現・発信していくことで新たな価値を創造する「サガマリアージュ」プロジェクトを実施している。

その取組のひとつとして、佐賀県の次世代を担う料理人による期間限定レストランイベント「USEUM NEXT（仮称）」（ユージウムネクスト）を開催することで、佐賀が誇るべき「食材」と「器」の付加価値を高めるとともに、これら地域資源を磨き上げることのできる県内料理人の存在を国内外に広く発信することを目的とする。

2. 摘要

本仕様書は、業務の内容について示すものであるが、業務の性格上、当然に実施しなければならないものについてはもちろん、本仕様書に記載のない事項であっても、サガマリアージュ推進協議会（以下「本協議会」という。）と決定委託事業者が協議して定めた事項についてはこれを遵守し、業務の遂行に当たらなければならない。

また、業務の実施にあたっては、関係者と連携を密にすること。

3. USEUM NEXT（仮称）開催概要

(1) 主催

サガマリアージュ推進協議会（事務局：佐賀県流通・貿易課）

(2) 日程

令和9年1月までの2日間程度（集客が期待できる週末を想定）

(3) 場所

一定の集客能力を有する県内レストラン等とし、選定にあたっては、本協議会、決定委託事業者の双方より候補を提示し、集客や準備費用等のシミュレーションをしたうえで決定する。

(4) 内容

- ・県内料理人と県外料理人等（シェフ、パティシエ、ソムリエを含む。）によるコラボイベントを有料で開催
- ・県産食材をふんだんに使用した特別メニューを、人間国宝や県内の窯元、作家の器などで提供
- ・コラボイベントは事前予約制（定員制）とする。

4. 業務内容

委託業務の内容は以下のとおりとし、各種法令の遵守に努め、効果的な事業展開を図るものとする。なお、「必要に応じた（て）」と記載している業務の必要性については、状況を見ながら本協議会との協議のうえ都度判断するものとする。

(1) 企画関連

目的、コンセプトに基づいた本イベント関連企画の立案、設計、調整

(2) 県外料理人等の出演調整

コラボイベントに出演する県外料理人等については、あらかじめ候補者を数名リスト

アップしておき、県内料理人との相性を見ながら協議する。なお、県内料理人は本協議会にて選定する。

(3) 運営関連

①運営計画の立案、調整、当日ディレクション

②本イベントの進行管理

開催時期及び開催場所の選定、コラボ相手となる県外料理人等の選定、出演交渉、本イベント告知、会場設計、メニュー考案、器の選定等、本イベント本番までに何を決めないといけないかを整理するとともに全体の進行を管理する)

③会場内のサイン、装飾物等の制作

④必要に応じた調理器具やワイングラス、食器、カトラリー等の調達

⑤必要に応じたテーブルや椅子、その他の会場内備品の調達

⑥必要に応じたキッチンスタッフやサービススタッフの確保

⑦食品の取扱い等の衛生管理の実施

⑧本イベントで使用する器の輸送及び管理

- ・人間国宝等の器は、佐賀県が所有（佐賀県立九州陶磁文化館が管理）
- ・人間国宝等の器を使用する際の貸出申請は、本協議会が行う
- ・人間国宝等の器やその他レンタルする器が破損等した場合のリスク管理として、損害保険等に参加すること（保険の種類は任意。貸出申請の際に保険証のコピーの提出を求める）。
- ・本イベント開催前後に会場への搬入及び会場からの搬出並びにその間の輸送、会場内での管理を行うこと。
- ・本イベント終了後に、器の枚数確認や状態確認を行い、損傷した器がある場合には、保険による修繕対応を行うこと。
- ・人間国宝等の器以外の器は、本イベントに出演する県内料理人が店舗で使用している器の中から選定することもできるが、種類や枚数が足りない場合は、レンタル等で対応すること。

⑨資料の作成

運営マニュアル、進行台本、会場レイアウト、出演者一覧、メニュー概要、参加者リスト（配席表）、招待ゲスト情報等の作成

⑩その他本イベントに必要な機材の調達、調整

(4) 広報関連

①集客のための広報計画の立案

- ・佐賀、福岡を中心とした九州圏内に限らず、国内の「食」「器」「旅」等に対する関心の高い層に、広く本イベント情報が届くよう計画を行うこと。
- ・必要に応じて、海外向けの集客も検討すること。実施する場合には、本イベントの趣旨を海外の参加者にも理解していただけるよう、佐賀の歴史や文化、食に関する情報等を海外の参加者がインプットできるための工夫を施すこと。

②本イベント周知のための情報発信

本協議会が作成するプレスリリースの活用、広告掲載、広報物の制作等

③必要に応じたメディアやインフルエンサー向けの FAM ツアーの造成

④事後広報を含めたメディアアプローチ

媒体の選定、必要に応じたライターやカメラマンの招聘等

⑤記録用の映像制作及び写真撮影

5. 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

6. 支払方法

前金払・完了払

7. 成果品等

受託者は、次に掲げる成果物を指定する部数ずつ、本協議会が指定する納入期限までに納めるものとする。

(1) 実績報告書 1部

(2) その他、本協議会と受託者が合意のうえ、成果品として提出を求めるもの

※紙で制作した成果品（実績報告書等）については、電子データでも1部納品すること。